

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年5月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1	20260501	株式会社後藤物流（法人番号7190001003778）代表者中川知花良	三重県亀山市田村町1777-43	八野営業所	三重県鈴鹿市八野町字御幣462-7	輸送施設の使用停止（139日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	令和7年5月20日及び令和7年7月3日、監査方針に基づいて、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(8)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)一般講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)	14	14
2	20260501	株式会社マルニ運輸（法人番号3180002072249）代表者大橋一太	愛知県瀬戸市広之田町94番地1	248事業所	愛知県瀬戸市広之田町90番地	輸送施設の使用停止（43日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和7年10月2日及び令和7年10月23日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(3)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	5	5

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年5月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
3	20260501	中協運輸株式会社（法人番号 3180301008622）代表者佐々木保晴	愛知県豊橋市石巻本町字日名倉2-5	本社営業所	愛知県豊橋市石巻本町字日名倉2-5	輸送施設の使用停止（14日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和7年12月2日、監査方針に基づいて、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)	2	2
4	20260501	中村 成	三重県鳥羽市高丘町9番34号	本店営業所	三重県鳥羽市高丘町442番地70	輸送施設の使用停止（140日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号	令和7年10月21日、監査方針に基づいて、監査を実施。14件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)事業計画に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法第8条第1項)、(3)定期点検整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(4)定期点検整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(5)点検整備記録簿等の記載事項不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(6)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(7)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(8)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(9)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(10)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(11)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(12)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(13)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(14)一般講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)	14	14

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年5月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
5	20260507	株式会社絆運輸(法人番号3180301030535) 代表者川合丈廣	愛知県岡崎市錦町3番地11	本社営業所	愛知県岡崎市赤洪町字野中11番地1	輸送施設の使用停止(85日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和7年10月21日及び令和7年11月10日、監査方針に基づいて、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(7)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	9	9

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年5月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
6	20260507	有限会社吉田商事(法人番号1180302014778) 代表者吉田悟	愛知県豊川市豊川町奴通20番地の10	本社営業所	愛知県豊川市大木町新道331-1	輸送施設の使用停止(32日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和7年10月24日、監査方針に基づいて、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	4	4

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年5月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
7	20260507	フジトランスポート株式会社（法人番号4150001002118）代表者松岡弘晃	奈良県奈良市北之庄町723-13	福井支店	福井県福井市新保町27字雄閣48番地	輸送施設の使用停止（134日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和7年8月19日及び令和7年9月18日並びに令和7年10月3日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)	14	14
8	20260508	アルファー・ポー株式会社（法人番号9180001014031）代表者古家和子	愛知県名古屋南区豊三丁目8番12号	羽島営業所	岐阜県羽島郡笠松町田代字若宮1132-1	輸送施設の使用停止（10日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	令和7年10月2日、監査方針に基づいて、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(4)自動車事故報告書未届出(貨物自動車運送事業法第24条)、(5)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	1	1
9	20260508	ハートランド運輸株式会社（法人番号8210002007353）代表者平木秀典	福井県福井市高柳2丁目1409	本社営業所	福井県福井市和田2丁目201番	輸送施設の使用停止（20日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	令和7年10月23日、監査方針に基づいて、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)	2	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年5月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
10	20260515	有限会社ツバサロジスティック(法人番号1180002060445) 代表者荒木祐之	愛知県名古屋市中区清水五丁目32番11号	本社営業所	愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字神戸142番1	輸送施設の使用停止(26日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和8年2月3日、監査方針に基づいて、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(4)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(7)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	3	3
11	20260515	有限会社秋山環境サービス(法人番号9080102009295) 代表者秋山將司	静岡県三島市谷田1982番地の54	本社営業所	静岡県田方郡函南町平井字光ヶ淵1646番	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	令和8年2月10日、監査方針に基づいて、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)定期点検整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(3)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(貨物自動車運送事業法第23条の3)	11	4

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年5月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
12	20260527	タカラ流通有限会社 （法人番号 7080402020565）代表 者袴田信弘	静岡県磐田市大中瀬823 番地	本社営業所	静岡県磐田市大中瀬823 番地	事業停止(30日間)及び 輸送施設の使用停止 (100日車)並びに文書 警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	令和6年9月27日及び令和7年2月19日、監査 方針に基づいて、監査を実施。18件の違反が 認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違 反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条 第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送 事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)定期点検 整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送安 全規則第3条の3)、(4)点検整備記録簿等の記 載事項不適切(貨物自動車運送事業輸送安全 規則第3条の3)、(5)点検整備記録簿等の記録 保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全 規則第3条の3)、(6)整備管理者の研修受講義 務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 3条の5)、(7)点呼の実施義務違反(貨物自動車 運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2 項並びに第3項)、(8)点呼の記録記載事項等不 備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 第5項)、(9)業務の記録義務違反(貨物自動車 運送事業輸送安全規則第8条)、(10)業務の記 録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送 安全規則第8条)、(11)運行記録計による記録 義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則 第9条)、(12)運行指示書の作成義務違反(貨物 自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1 項)、(13)運転者等台帳の作成義務違反(貨物 自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1 項)、(14)運転者等台帳の記載事項等不備(貨 物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第 1項)、(15)特定の運転者に対する指導義務違 反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条 第2項)、(16)特定の運転者に対する運転適性 診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規	40	40

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年5月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
								則第10条第2項)、(17)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(18)名義貸し(貨物自動車運送事業法第28条第1項)		
13	20260527	真沙斗急送有限公司 (法人番号 9210002003418) 代表者北川政幸	福井県坂井市丸岡町末政第11号228番地	本社営業所	福井県坂井市丸岡町末政11-228	事業停止(60日間)及び輸送施設の使用停止(60日車)並びに輸送の安全確保命令	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和7年6月12日及び令和7年7月23日、監査方針に基づいて、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運行管理者の選任違反(運行管理者選任なし)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第1項)、(4)名義貸し(貨物自動車運送事業法第28条第1項)	73	66

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。